

交野市教育委員会

生成 AI 利活用ガイドライン

令和8年4月 策定

1 はじめに

交野市教育委員会では、令和6年12月26日に文部科学省より公表された「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」をもとに、「交野市教育委員会 生成AI利活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を作成した。

生成AIは、あたかも人間と自然に会話しているかのような応答や、情報の収集・整理・分析結果等の出力が可能であり、文章の素案作成やイメージの生成、語学学習における利活用、プログラミングコードの生成、ブレインストーミングの壁打ち相手としての利活用、既存のサービスへの生成AIの機能の搭載など、様々な利活用が広がっている。

学校現場においても、一般向けの汎用的な生成AIサービスが利活用可能な状況にあるだけでなく、1人1台端末の標準仕様であるブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等にも組み込まれているほか、汎用的なモデルと連携することで、生成AIを用いた様々なサービスが教育分野においても導入され、利活用の幅が広がりつつある。

現行の学習指導要領は、AIの存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった、社会の変化が加速し、複雑となるこれからの時代に必要な資質・能力を確実に育成することをめざしている。このような学習指導要領の理念は、生成AIが急速に進化している現在においても重要である。

AI時代を生きる子どもたちが生成AIをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人ひとりが才能を開花できるようになることは重要であり、生成AIの学校における利活用は、そのための助けになり得るものである。

今後、学校現場では「人間中心の原則」に基づき、教職員は校務の効率化によって生み出した「余白」を児童生徒と向き合う時間に充て、児童生徒は自らの思考を深め可能性を広げる「学びのパートナー」として主体的に使いこなしていくことが求められる。

2 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、交野市立学校教職員（以下「教職員」）による生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントや遵守・留意すべき事項等をまとめたものである。

学校現場での生成AIの利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない。

3 利活用の基本的な考え方

(1) 学校現場における人間中心の生成AIの利活用

① 人間中心の原理

- ・ 生成AIは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得る。
- ・ 生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識する。
- ・ リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つことが重要である。

② 児童生徒の学びと生成AI

- ・ 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用すべきである。
- ・ 生成AIを利活用することが目的であってはならない。

③ 教師の役割と生成AI

- ・ 指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は重要である。
- ・ 生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる。

(2) 生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

① 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

- ・ 学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付けている。
- ・ 情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることが重要である。
- ・ 教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

② 情報活用能力の育成強化

- ・ 生成AIの仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。
- ・ 生成AIがさらに社会生活に組み込まれていくことを念頭に、児童生徒の発達の段階や児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが必要である。

4 学校現場において押さえておくべきポイント

(1) 教職員が校務で利活用する場合

① 安全性を考慮した適正利用

- ・ 教育委員会の方針に基づいて利活用する。
- ・ 私用端末は使用しない。
- ・ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する。

② 情報セキュリティの確保

- ・ 「交野市立学校教育情報セキュリティ基本要綱」や「交野市教育情報セキュリティ対策基準（学校編）」等を確認し、遵守する。
- ・ プロンプトに成績情報等重要性の高い情報は入力しない。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

- ・ 「教育データの利活用に係る留意事項」（令和 6 年 3 月、文部科学省）等も参照にしながら、個人情報保護法等の関係法令等を遵守する。
- ・ 生成 AI サービスの提供者が個人情報を機械学習に利用するか否かを確認する。
- ・ 既存の著作物と同一または類似するものを、授業目的の範囲を超えて利用しない。
- ・ 著作権法第 35 条を確認する。

④ 公平性の確保

- ・ ハルシネーションやバイアスを含む出力等、生成 AI の特徴を理解する。
- ・ AI により出力された内容を取り入れるかどうかは教職員が判断する。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

- ・ 学校と教育委員会が情報共有を行い、一体となって適切な生成 AI の利活用を進める。
- ・ 学校の管理職は、生成 AI について適切な利活用がなされているか適時確認する。
- ・ 利活用を通じて得られた成果は積極的に教職員全体に共有する。

利活用例

- 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
- 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- 児童生徒の授業の振り返りやアンケートの集約や分析を行う
- 部活動の練習メニュー案を作成する
- 各種お便り（学校・学年・学級だより等）の挨拶文のたたき台を作成する
- 研修や会議の音声データから議事録を作成する
- 保護者会や保護者面談の日程調整に活用する

(2) 児童生徒が学習活動で利活用する場合

① 安全性を考慮した適正利用

- ・ 教育委員会の方針に基づいて児童生徒に利活用させる。
- ・ 利用するサービスの約款や条件を遵守させる。
- ・ 教師の適切な指導監督の下で児童生徒に利活用させる。
- ・ 必要に応じて事前に保護者の理解を得る。

② 情報セキュリティの確保

- ・ 「交野市立学校教育情報セキュリティ基本要綱」や「交野市教育情報セキュリティ対策基準（学校編）」等を確認し、遵守する。
- ・ 可能な限り機械学習を許容しない設定（オプトアウト）を講じたり、プロンプトからは学習を行わない生成 AI サービスを利用する。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

- ・ プロンプトに名前や写真等の個人情報を入力させない。
- ・ 既存の著作物と同一または類似するものを、授業目的の範囲を超えて利用しない。
- ・ 著作権法第 35 条等を確認する。

④ 公平性の確保

- ・ 生成 AI による出力内容について、教育目的に照らして適切か否か、教師が随時判断する。
- ・ 児童生徒にバイアスの存在を理解させた上で、生成 AI がバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させる。
- ・ 生成 AI の出力を常に慎重に判断し、正確性や事実関係の確認を行うよう指導する。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

- ・ 教師が十分にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、児童生徒が生成 AI の特徴に留意して利活用できているか確認する。
- ・ 生成 AI の出力を引用する場合は、生成 AI を用いたことを明記するなど、出典・引用として記載する等対応する。
- ・ 保護者に対して、生成 AI の利活用目的やその態様等の情報を提供する。

利活用例

- 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- グループの考えをまとめる、アイディアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、たりない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人ひとりの興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする部活動の練習メニュー案を作成する
- 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
- 教科書等の内容を児童生徒それぞれが進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

適切でないと考えられる利活用例

- 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
- 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる

5 教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- ☐ 教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

6 児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- ☐ 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- ☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ プロンプトに名前や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切または不正な行為になることを十分に指導しているか

- 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか

7 参考資料

「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0)」	リーディング DX スクール事業 「生成 AI パイロット校」HP
	
教育データの利活用に係る留意事項 (第 4 版_公立学校編)	教育データの利活用に係る留意事項の ポイント (リーフレット)
	